

令和2年第2回豊頃町議会臨時会会議録

令和2年5月12日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第1号	専決処分の承認（令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第9号））
日程第 4	議案第24号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第25号	令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第26号	豊頃町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
日程第 7	議案第27号	豊頃町税条例等の一部改正
日程第 8	議案第28号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（8名）

1番	石田 貢 君	2番	小笠原 茂 人 君
3番	坂口 尚 示 君	4番	岩井 明 君
6番	大崎 英 樹 君	7番	大谷 友 則 君
8番	中村 純 也 君	9番	藤田 博 規 君

◎欠席議員（1名）

5番	杉野 好 行 君
----	----------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口 孝 君
副	町長	菅原 裕一 君
教	育長	山本 芳博 君
総	務課長	熊谷 雅美 君
企	画課長	按田 武 君
住	民課長	渡辺 良英 君
福	祉課長	下重 博光 君
子	育て支援所長	千葉 孝二 君
産	業課長	岩城 光洋 君
商	工観光課長	鏑木 政洋 君

施 設 課 長 越 谷 光 裕 君
教育委員会教育課長 山 田 良 則 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君
庶 務 係 長 鈴 木 典 和 君

午後 2 時 0 0 分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和 2 年第 2 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
5 番杉野議員から、本日の会議を遅参する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定によって、7 番大谷友則議員及び 8 番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りに決定しました。

◎ 承認第 1 号

- 藤田議長 日程第 3 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題とし

ます。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書17ページを御覧ください。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）を令和2年3月30日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第9号）1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において畜産担い手総合整備事業（再編整備事業）豊頃地区負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,400万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

16ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金2,834万3,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、4目道営事業費から道営農地整備事業負担金453万4,000円を減額。2項畜産業費において、2目公社営事業費から畜産担い手総合整備事業（再編整備事業）豊頃地区負担金1,662万8,000円を減額するなど、計1,772万8,000円を減額。

18ページ、9款教育費、2項小学校費において、1目学校管理費から燃料費など計428万円を減額。3項中学校費において、1目学校管理費から燃料費75万円を減額。5項保健体育費において、3目学校給食費から給食材料費など計145万円を減額。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税に282万8,000円を追加。2項地方揮発油譲与税から342万6,000円を減額。3項森林環境譲与税に31万4,000円を追加。

3款利子割交付金から48万9,000円を減額。

4款配当割交付金に5万3,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金から16万1,000円を減額。

10 ページ、6 款地方消費税交付金から 378 万 5,000 円を減額。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金から計 13 万 7,000 円を減額。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金から 147 万 9,000 円を減額。2 項子ども・子育て支援臨時交付金に 422 万 8,000 円を追加。

9 款地方交付税において、特別交付税 3,107 万 4,000 円を追加。

12 ページ、10 款交通安全対策特別交付金から 3 万 2,000 円を減額。

11 款分担金及び負担金、1 項分担金から道営負担事業 490 万 2,000 円を減額するなど計 955 万 4,000 円を減額。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金に保育対策総合支援事業補助金 9 万 3,000 円を追加。3 項委託金に年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金 10 万 7,000 円を追加。

14 款道支出金、2 項道補助金から地域草地基盤強化支援事業 420 万円を減額するなど計 230 万円を減額。

14 ページ、16 款寄附金にふるさと振興 268 万 6,000 円を追加するなど計 303 万 6,000 円を追加。

17 款繰入金から財政調整基金繰入金 2,000 万円を減額。

19 款諸収入、5 項雑入から学校給食費 76 万 9,000 円を減額するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 16 ページの歳出で伺いたいと思います。5 款農林水産業費、2 項畜産業費、1 目畜産業費 110 万円の減額について伺います。町有牧野管理運営費で当初ディスクモアの備品購入を計上しておりましたが、今回の専決で全額減額された理由についてお伺いします。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私の方から答弁させていただきます。

町有牧野管理運営費の 18 節備品購入費につきましては、町有牧野を管理運営する、指定管理者でございます J A から二宮牧場において、使用しておりましたディスクモアの更新について要望があり、令和元年度当初予算において、予算計上したところでございます。当機械の購入につきましては、当初から中古の器具での購入を予定

しておりまして、機械の選定を3月定例会後におきましても続けていたところですが、その性能及び年式、価格等々希望する機械がなかったために、今般年度末での予算減額とさせていただいたところでございます。

なお、今後の対応につきましては、再度JAと協議し、本年度補正予算等での対応を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

●1番石田議員 説明はわかりましたが、この減額については、今年度の放牧終了時点で既に減額すべきじゃなかったかと思っております。3月末における補正予算の専決につきましては、出納閉鎖期間中の歳入の確定によるものや、年度末の除雪費の追加、補助金等の最終精査による予算措置などでありまして、このような単独事業の減額については、通常の補正予算で行うべきものであり、専決予算にはなじまないと思っておりますがいかがでしょうか。

●岩城産業課長 答弁させていただきます。

御指摘のとおりだと思います。今後気をつけて、こういったことがないように対応していきたいと思っております。

●1番石田議員 次に、2目公社営事業費についてお伺いしたいと思っております。畜産担い手総合整備事業の負担金の減額に伴いまして、財源内訳にもありますが、歳入で道補助金地域草地基盤強化支援事業420万円の全額が減額されておりますが、これは道補助金は今年度につきましては、補助がつかないということで理解してよろしいのでしょうか。

●岩城産業課長 答弁させていただきます。

公社営事業費の19節負担金及び交付金の減額についてですが、昨年4月に国営及び都道府県営土地改良事業による地方公共団体への負担割への指針についてというものについて改正がありまして、これまで町に間接事業者として交付されていた道負担金分につきましては、国庫補助金と同様に道から直接事業主体であります公益財団法人北海道農業開発公社へ交付されることとなり、関係する事業費すべての確定を待って、事業にかかわるすべての予算精査を行ったためにこの時期での予算提案という形になったものであります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第4 議案第24号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第24号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億4,790万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,790万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、基準日となる4月27日に住民基本台帳に記録されている1,483世帯3,127人に一人一律10万円を給付するため、緊急経済対策特別定額給付金事業及び給付事務に係る職員人件費計3億1,576万6,000円を追加。

3款民生費、2項児童福祉費において、4目児童措置費に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、対象児童290人に一人につき1万円を給付するため、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費302万8,000円を追加。

12ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費に感染症対策費150万円を追加。2項簡易水道費に繰出金170万円を追加。

5款農林水産業費、4項水産業費において、1目水産業総務費に新型コロナウイルス

ス感染症拡大により急激かつ極端な価格低迷の影響を受けた本町漁業操業船である14の経営体に対して、事業の継続などを支えるため、水産業持続化交付金441万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に新型コロナウイルスの集団感染防止のため、緊急事態宣言が発令されたことによる外出自粛要請などから、来店客が減少し苦境に追い込まれている飲食店事業者に対し、商工会を通して支援を行うため、緊急飲食業支援対策事業補助350万円、商工誘致施設管理費に店舗誘致施設改修工事1,800万円、計2,150万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税2,911万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金において、1目総務費国庫補助金に特別定額給付金事業費及び事務費3億1,576万6,000円、2目民生費国庫補助金に子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費302万8,000円、計3億1,879万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

説明第1号。

鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 店舗誘致施設改修工事の施行について御説明申し上げます。

令和2年度補正予算説明書1ページを御覧ください。

本予算案は現在は町有建物である、旧スーパーアグリ店舗内のトイレ改修及び建築基準法並びに消防法等の各種法令に基づく改修をすることといたしまして、第6款商工費に計上いたしました。

工事概要を御説明いたします。

工事の施工位置及び平面図につきましては、裏面を御参照願います。

工事名は店舗誘致施設改修工事、工事予算額は1,800万円、工事の内容はトイレ改修、建築基準法に係る排煙窓・非常用照明等の改修、消防法に係る自動火災警報器等の改修を予定しております。

なお、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいまの説明の中で一つ伺いたいのですが、工期はどのようになっているのかお伺いいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 今のところの予定ですが、9月上旬に完成させたいと考えております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この予算の可決分は、9月の中旬に終わるとのことですが、いつから始まるようになるんですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

6月の入札がございますので、この議会で予算化された後、6月の入札に出したいということで考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1項商工費の関係で、負担金補助及び交付金というところがございますけども、緊急飲食業支援対策事業補助につきましては、基本的には町内飲食店及び水産業持続化交付金についてということで説明があったわけがございますけども、我が町には宿泊業を営むホテルもございまして、宿泊業を営む関係の業者については、特別このような支援の補助金等は作っていただけないのかどうか、そのことについてお聞きいたします。

●藤田議長 鎚木商工観光課長。

●鎚木商工観光課長 御答弁申し上げます。

今般の緊急飲食業支援対策事業補助でございますが、商工会を通して各種飲食店等の聞き取り調査を行っているところでございます。今回、飲食業支援対策事業補助という名前をつけておりますけども、実際は十勝ロイヤルホテル等でも宿泊業を営んでおりますが、飲食業も伴っておりますので、こういうところも対象になるのではないかと想定しているところでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この新型コロナウイルスの関係におきましては、特にこの宿泊業を営むホテル業とか多い町村または市については、特別枠で補助金が作られている町村もあろうかと思えます。我が町も特に飲食関係だけではなく、宿泊業という部分につきまして、関係者からお聞きいたしますと、3月の減益4月の減益、5月になってからは特に学生等の関係の宿泊者も減っている状況の中で、かなり厳しいという話も聞いておりますので、そういった今後特別枠で宿泊業者においての部分についてのことも考慮していただけないものかということにつきまして、町長の考えを私は聞きたいわけですが。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今現在予算で350万ということですが、これは担当課長が御説明申しましたとおり、飲食等で当然ホテルも入ります。しかし、ホテルの場合につきましては、相当なる減額といえますか、経営状態厳しいのもあると思えますが、これから先コロナウイルスが収束するのがいつか、まだ出口が見えませんが、今後ともこういった状況を判断しながら、また、それぞれの対応をしていきたいというふうに考えております。ホテル以外にも大変厳しいお店もありますが、これらも含めてどのような形で対

応すべきか、十分商工会等々と協議しながら決めていきたいと思えます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 今回のこのような補助、あるいは救済交付についての予算が提案されて、内容についての説明を受けて、当然これはやるべきことだということについては理解しますが、既に4月27日から住民基本台帳で数字を上げられております世帯数や人口数。

また、商工会の検証における該当店舗、あるいは今議論されておりましたが、そういう全体の中のこの臨時議会まで17日間の中で、実際に住民に交付されるまでの作業をされていますが、どれくらいの住民からの回答があったのかというのが1つ。

それから、この臨時議会が終了した段階で、既にメディアでは豊頃町がまず1番だというようなことまで見出しで書かれています、水産関係あるいは商店関係の支給作業について確認ですが、いつそれがゴーサインが出てできるのか。その2点をちょっとお聞きいたします。

●藤田議長 按田企画課長。

●按田企画課長 答弁いたします。

まず、特別定額給付金の受付状況でございます。給付金の事務処理状況につきましては、5月1日に申請書を対象となる世帯にお送りしております。5月7日から受付を開始ということで、昨日5月11日現在で890世帯1,960人から申請を受けてございます。寄付対象者の約60%ということになってございます。給付予定につきましては、890世帯のうち5月13日、明日になりますけれども、その給付が330件、5月15日につきましては459件ということで、今のところ口座の方に振り込むような形で事務の方を処理してございます。

以上でございます。

●藤田議長 鎗木商工観光課長。

●鎗木商工観光課長 御答弁申し上げます。

飲食店業の補助金等につきましては、この議会で承認いただけましたら、直ちに商工会の方に交付を考えてございます。商工会の方は皆さんお困りになっていることと思います。いち早くお手元に届くように、明日にでもお手元に届くのではないかなと思います。

以上です。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私の方からは水産業持続化交付金の事務について御説明させていただきます。水産業持続化交付金につきましては、本議会終了後、速やかに大津漁業協同組合の方と連絡調整いたしまして、明日には組合の方に交付金を交付するよう事務を進める予定であります。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常にそういう意味では、スピードを確認させていただいたということで安堵してますが、ウイルスのこの問題がいつ時点で解決する、あるいは収束するかというの見通しが見えないと思います。

もう一点理事者として、これらのことの第一段階の予算化をしました。そうするとこれについての今後の予想、見通しというものについての政策的な考え方、あるいは取扱い方、こういうものについての検証も事前に、今回漏れた人、あるいは拡大するという本町の内容を想定して、町全体としてどういう対応を予想し、考えていくべきかというところの考え方を町長からひと言いただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在この問題につきましては、国も道も出口がわからないのが今のところの状況になっております。本町といたしましても少ない人口でありますので、できるだけ職員を配置し、確実なるデータの基に対応していきたいと考えております。特に御商売されている方については、日に日に客の層が少なくなっております、人の行き来も全くないような状況でありますので、これからまた関係機関とも十分協議しながら対応し、専決よりも臨時会を開いて、また議員さんの御意見を聞きながら対応したいというふうに考えております。

特に今、飲食店で対応しますが、これからまた別の業種の方々も大変困っているという話も聞いておりますので、これらにつきましても、十分議会の御意見を聞きながら進めていきたいと。

町民に対する問題については、第一弾として私共もいち早くマスク等の対応をし、さらには、福祉協議会の方でもそれぞれボランティアを募ってマスクを制作し、それぞれの学校・保育所等に配布をしておりますので、国のマスクがまだ届いてないと思

いますが、国よりも早く地域住民にマスク等で対応する。今後もそういったことが見受けられる可能性も高いので、そういった方も確実に災害用として用意し、今後とも町民が不安に陥らないような形で、職員一丸となってこの難局を乗り越えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第5 議案第25号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案第25号令和2年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書15ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,158万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は店舗誘致施設改修に伴う給水工事によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

24ページ歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に工事請負費170万円を増額するものであります。

次に、22ページ歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に170万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

22ページをお開きください。

3款繰入金。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

24ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●藤田議長 日程第6 議案第26号豊頃町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第26号豊頃町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書により御説明いたします。

令和2年第2回豊頃町議会臨時会議案説明書1ページ、説明第1号を御覧ください。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことなどに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容についてであります。第6条第2項中行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に第3条第1項を第6条第1項に改めるものであります。

なお、附則としまして、施行期日を公布の日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●藤田議長 日程第7 議案第27号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第27号豊頃町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましても、別紙議案説明書により御説明いたします。

議案説明書3ページ、説明第2号を御覧ください。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、本年度の税制改正におきまして、所有者不明等土地に係る所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（夫）控除の見直し並びに法人事業税の課税方式の見直しなど税制上の措置等、地方税法の一部を改正する法律等が令和2年3月31日公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容につきまして、第1条関係分から適用期日順に御説明をいたします。

初めに、第36条の3の2第1項及び第36条の3の3の改正は個人の町民税に係る扶養親族申告書に関するもので、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする等、既定の整理を行うものでございます。

次に、第54条第2項、第54条第4項、第54条第5項及び第74条の3の改正につきましては、固定資産税の納税義務者等に関するもので、登記簿に所有者として登記がされている個人が死亡している場合に、現に所有しているものに必要な事項を申告させることができることなどの規定の整理及び調査を尽くしても相続人が明らかにならないなど、所有者が一人も明らかとならない固定資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定などの追加整理を行うものであります。

次に、4ページを見ていただきたいと思います。

附則第8条第1項の改正は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関するもので、特例期限が令和3年度までであるものが、令和6年度まで3年延長になるものであります。

以上の適用期日は、令和2年4月1日であります。

次に、第94条第2項の改正は、たばこ税の課税標準に関するもので、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法についての見直しがされるもので、1本当たりの重量1グラム未満の軽量の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する既定の改正であります。令和2年10月1日からは1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ0.7本に換算するものであります。

この適用期日は、令和2年10月1日であります。

令和3年10月1日以降につきましては、紙巻たばこ1本に換算することとなります。

次に、第24条の改正は、個人の町民税の非課税の範囲に関するもので、非課税措置対象者のうち、男性の寡夫となっているものをひとり親とする規定の改正であります。

次に、第34条の2の改正は所得控除に関するもので、ひとり親控除を追加するものであります。このひとり親に対する措置は、婚姻歴の有無の不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するために改正されたもので、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親とするものであります。

以上の適用期日は、令和3年1月1日であります。

次に、第2条関係分の改正についてであります。

第31条第2項及び第3項の改正は、法人の均等割の税率に関するもので、第50条第2項から第4項の改正は法人の町民税の申告納付に関するもので、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う所要の措置を講ずる既定の改正でございます。

以上の適用期日は、令和4年4月1日であります。

次に、第3条関係分の改正についてであります。

第24条第1項の改正は個人町民税の非課税の範囲に関するもので、第1条関係分で御説明いたしましたように、男性の寡夫をひとり親に改められたため、平成31年豊頃町税条例の一部を改正する条例の改正規定を削除するものであります。

この適用期日は、令和2年4月1日であります。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には延滞金に関する経過措置を、第3条及び第4条には町民税に関する経過措置を、第5条には固定資産税に関する経過措置を、第6条及び第7条には町たばこ税に関する経過措置を、第8条には豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を、第9条には豊頃町税条例の一部を改正する条例の一部改正を、第10条には豊頃町税条例等の一部を改正する条例の一部改正をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 毎回税条例の改正は、非常に法令、税条例の条文が多くてなかなか

か理解するのは大変だなというふうに思います。今説明資料により説明を受けましたが、この中で4ページの第94条第2項のたばこ税の課税標準について伺いたいと思います。

令和2年10月1日から適用とされておりますけども、2段階で見直しを行うと、2段階目の時点はいつから適用になるのかをお伺いいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 御答弁申し上げます。

議案書9ページになりますが、下から十二、三行目ほどかと思えます。第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改めるとございます。こちらの方の規定につきましては、令和3年10月1日となっております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 次に、第24条の個人町民税の非課税の範囲についてをお伺いしたいと思います。非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加とありますが、寡夫を対象から除くとひとり親対象に含まれるのか、含まれないのかをお伺いしたいと思います。寡夫については、本文ではひとり親に改める改正だというふうに理解をしているんですけども、寡夫を対象から除きということは、ちょっと意味が違うんじゃないかなというふうに思います。女性の寡婦、男性の寡夫、それから未婚のひとり親、これらをすべてひとり親に改めるような改正でないかと思いますが、その辺御答弁いただきたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、今回の改正については、先ほども申しあげましたように、婚姻歴の有無、現行は死別、離別等によった場合になってございますが、そういった婚姻歴の有無や、性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一のひとり親とみなすということで、寡夫という言葉がなくしてひとり親というような表現に改めさせていただいているところでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 要するに法で説明のある寡夫を対象から除くのではなくて、寡夫をひとり親に改めるということでよろしいのかなと思っておりますけども、言葉の使い方がちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけどもどうですか。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案書の方も条文中改めるとさせていただいてございますので、議員御指摘のとおり、改めるということでよろしいかと思えます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから議案第 27 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。
(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 28 号

●藤田議長 日程第 8 議案第 28 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第 28 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましても、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書 7 ページ、説明第 3 号を御覧ください。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、本年度の税制改正におきまして、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容についてであります。第 2 条第 2 項及び第 23 条の改正につきましては、課税限度額に関するものであります。保険税負担の公平を図る観点から、課税限度額を次のとおり改めるものでありまして、基礎課税額を現行の 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額を現行の 16 万円から 17 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、第23条第2号及び第3号の改正は軽減判定基準に関するものであります。

中・低所得層の軽減対象世帯を拡大するため、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり改めるものでありまして、5割軽減対象世帯につきましても、現行28万円を28万5,000円に、2割軽減対象世帯につきましても、現行51万円を52万円にそれぞれ引き上げるものであります。

適用期日につきましても、いずれも令和2年4月1日であります。

なお、附則として、第1条には執行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は本年2月19日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案のとおり実施するよう答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番岩井議員。

●4番岩井議員 この条例の一部改正についてですけれども、この中でコロナに係る部分をお伺いしたいと思います。新型コロナウイルスの感染に伴う減収、非正規雇用の労働者、指定自営業者が多数を占める加入世帯を直撃していることから、国が4月に市区町村に対して、感染拡大の影響で収入が一定程度減った世帯に国保税の減免を行うように求めております。国保税収入の減少分を全額手当をすると決めましたけれども、本町としてこの該当者に対する対応等をお伺いいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 御答弁申し上げます。

コロナ関連の税制改正につきましては、4月30日に国会の方を通過しております。次期6月定例会の方に対応すべきものについては条例改正案を提案してまいりたいと考えております。

なお、今議員がおっしゃいました国民健康保険税の減免等につきましても、今内部の方で協議をさせていただき、条例の中で対応できるか検討しているところでございます。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 答弁の内容はよくわかりました。ただ、国保税に関しましては、私もいろいろと豊頃町では監査の結果がかなり高い形で納入されていると理解して

おりますけども、無理して払っているという世帯が多いものですから、その辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 6月には今年度の国民健康保険税の納税通知の発送も予定しております。それに間に合うように十分協議を進め、広報等の周知の方も進めてまいりたいと思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和2年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後3時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員